

○三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 十八歳未満の者をいう。</p> <p>二〽八 (略)</p> <p>(非行を助長する行為等の禁止)</p> <p>第二十四条の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為(以下この条において「著しい非行」という。)を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六條、<del>第七十七條、</del>第七十八條、<del>第八十一條、</del>第八十二條、<del>第九十九條、</del>第二百一條、第二百三條から第二百五條まで、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十四條から第二百五條の二まで、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十八條の三、第二百三十五條、第二百三十六條から第二百四十一條まで、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十六條の二又は第二百四十八條から第二百五十條までに規定する行為</p> <p>二〽七 (略)</p> <p>2〽5 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 十八歳未満の者<del>(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</del>をいう。</p> <p>二〽八 (略)</p> <p>(非行を助長する行為等の禁止)</p> <p>第二十四条の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為(以下この条において「著しい非行」という。)を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六條から<del>第七十八條</del>まで、第七十九條、第八十一條、第九十九條、第二百一條、第二百三條から第二百五條まで、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十四條から第二百五條の二まで、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十八條の三、第二百三十五條、第二百三十六條から第二百四十一條まで、<del>第二百四十三條、</del>第二百四十六條、第二百四十六條の二又は第二百四十八條から第二百五十條までに規定する行為</p> <p>二〽七 (略)</p> <p>2〽5 (略)</p>